

# 勳章褫奪令

明治四十一年十二月二日  
勅令第二百九十一号

改正 明治四十二年 五月 一日勅令第二二〇号

昭和十二年 二月二三日同 第一六号

同 二十二年 五月 三日政令第 四号

平成十八年 五月 八日政令第一九三号

同 二十八年 四月一五日政令第一九九号

朕勳章褫奪令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 勳章褫奪令

第一条 勳章ヲ有スル者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ処セラレタルトキハ其ノ勳等、又ハ年金ハ之ヲ褫奪セラレタルモノトシテ外国勳章ハ其ノ佩用ヲ禁止セラレタルモノトス但シ第二条第一項第一号ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

②前項ノ場合ニ於テハ勳章、勳記、年金証書又ハ外国勳章佩用免許証ハ之ヲ没取ス前級ノ勳記ニ付亦同シ

第二条 勳章ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ情状ニ

- 依リ其ノ勳等、又ハ年金ヲ褫奪シテ外国勳章ハ其ノ佩用ヲ禁止ス
- 一 刑ノ全部ノ執行ヲ猶予セラレタルトキ
  - 二 三年未滿ノ禁錮ニ処セラレタルトキ
  - 三 懲戒ノ裁判又ハ処分ニ依リ免官又ハ免職セラレタルトキ
  - 四 素行修ラス帶勳者タルノ面目ヲ汚シタルトキ

②前項ノ場合ニ於テハ前条第二項ノ規定ヲ適用ス

第三条 勳章ヲ有スル者法令ニ因リ拘禁セラレ又ハ勞役場ニ留置セラレタルトキハ其ノ期間勳章ヲ佩用シ又ハ之ニ属スル礼遇、特權ヲ享クルコトヲ得ス外國勳章ハ其ノ佩用ヲ停止ス保釈、責付、仮釈放又ハ刑ノ執行ヲ猶予ノ期間亦同シ

第四条 勳章年金ヲ有スル者勾留セラレ又ハ禁錮以上ノ刑ニ因リ拘禁セラレタルトキハ其ノ期間年金ヲ受クルコトヲ得ス保釈、責付、仮出獄又ハ刑ノ執行ヲ猶予ノ期間亦同シ但シ処刑セラルコトナクシテ釈放若ハ放免セラレ又ハ刑ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シ且其ノ期間勳章ヲ褫奪セラレサル者ハ勾留ノ日ニ遡リテ年金ヲ受ク

第五条 三年未滿ノ禁錮ニ処セラレ刑ノ執行ヲ了リタルトキ又ハ懲戒ノ裁判若ハ処分ニ因リ免官若ハ免職セラレタルトキハ勳章褫奪ニ関スル決定アル迄勳章ヲ佩用シ及之ニ属スル礼遇、特權又ハ年金ヲ享受スルコトヲ得ス外國勳章ハ其ノ佩用ヲ停止ス但シ勳章褫奪ノ処分ニ及ハサルトキハ停止ノ始ニ遡リテ年金ヲ受ク

第六条 本令ハ文化勳章、記章、褒章ノ褫奪又ハ其ノ佩用停止及外國記章ノ佩用禁止又ハ停止ニ之ヲ準用ス

## 附 則

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②明治十六年太政官布告第二十二号及明治三十二年勅令第三百

九号ハ之ヲ廃止ス

③本令ハ本令施行前ヨリ引続キ法令ニ因リ拘禁セラレタル者及保釈、責付、仮出獄又ハ刑ノ執行猶予中ノ者ニ之ヲ準用ス

(明四二勅一二〇・一部改正)

附 則 (明治四二年五月一日勅令第一二〇号) 抄

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和一二年二月一三日勅令第一六号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二二年五月三日政令第四号) 抄

①この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号)

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日 (平成十八年五月二十四日) から施行する。

附 則 (平成二八年四月一五日政令第一九九号)

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十八年六月一日) から施行する。